# 地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称 安全・安心で賑わいのあるみなと創出計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称

広島県

竹原市

三原市

3 地域再生計画の区域竹原市及び三原市の区域の一部(竹原港,忠海港,長浜漁港及び能地漁港)

### 4 地域再生計画の目標

竹原港,忠海港,長浜漁港および能地漁港は,広島県沿岸部のほぼ中央に位置している。

竹原港は,県内の島嶼部を結ぶフェリーや高速船が1日41往復しており,四国方面へも1日18便(竹原港~愛媛県波方港)フェリーが往復しているなど,島民や産業関係者,観光客の重要な交通・物流拠点として,重要な役割を果たしている。また,忠海港,長浜漁港,能地漁港は,古くから水産業が発展してきた。

しかし,近年では,各港とも沿岸都市部への人口・産業の集中により,急速な過疎化と少子高齢化が進行している。他方,これら港湾や漁港の施設整備は,こうした地域を取り巻く状況の変化に対応できておらず,防波堤の老朽化による港内静穏度の不足や小型船だまり整備の遅れという問題が発生している。また,高齢者が占める定期航路利用者や漁業者といった港の利用者は,船の乗降時や構内作業等において危険な状況にさらされ,非効率な漁業活動を強いられている。

こうした状況を打開するため,竹原港では,老朽化した防波堤を改良し,機能強化を図ることにより,50 隻の小型船舶を安全に収容できる係留場所を確保するとともに,港内を発着する定期船の安全な利用を確保する。忠海港では,物揚場等の小型船だまりを整備することにより,17 隻の小型船舶の利用を可能とし,安全で効率的な漁業活動を図る。長浜漁港では,竹原港と同様,老朽化した防波堤を改良し,機能強化を図ることにより,7隻の漁船を安全に収容できる係留場所を確保する。能地漁港では,防波堤,物揚場,道路,浮桟橋,橋梁を一体的に整備し37隻の漁船を安全に収容できる係留場所を確保するとともに,港内に混在する漁船と遊漁船を分離収容するフィッシャリーナを整備し72 隻の遊漁船の係留場所を確保することで,安全・安心な漁業活動の支援を図る。

こうした竹原港,忠海港,長浜漁港が連携して整備を行い,あわせて,能地漁港

船舶の安全な係留場所を確保することで,漁業者や住民および観光客による安全・安心なみなとの利用を可能とする。また,これらの整備により確保される係留施設から,安定的な水産物の陸揚げが可能となり,竹原港,忠海港および長浜漁港においては,現在,実施している「みなとオアシス」のイベントでの,水産物販売に供する水産物の提供も見込まれる。こうした港の連携整備に加え,地域活性化方策として「みなとオアシス」を核としたイベントを実施することで,体験学習を通じた住民参加や観光客の増加が見込まれ,みなとを中心とした地域の賑わいの創出を図る。

### (目標)

竹原港,忠海港,長浜漁港,能地漁港において,各港の安全で安心な利用の確保を図るため,183隻の小型船舶を安全に収容できる係留場所を確保する。 みなとオアシスのイベント参加者数を1,000人とする。(現在300人)

### 5 目標を達成するために行う事業

#### 5 - 1 全体の概要

竹原港および長浜漁港では,老朽化した防波堤を改良することにより,それぞれ50隻,7隻の船舶が安全に収容できる係留場所を確保する。また,忠海港では,17隻収容できる係留施設と,その係留施設へのアクセスを目的とした臨港道路を整備することで,漁業活動の効率化の支援を図る。

能地漁港では,防波堤,物揚場,道路,浮桟橋,橋梁を整備し37隻の船舶が安全に収容できる係留場所を確保することで漁港施設の機能強化を図り,あわせて小型船舶と漁船とを分離収容するフィッシャリーナを整備し72隻の遊漁船の係留場所を確保することで,安全・安心な漁業活動を支援する。

### 5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

港整備交付金を活用する事業

整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

#### [施設の種類と事業主体]

- ・港湾施設(竹原港,忠海港) 広島県
- · 漁港施設(長浜漁港,能地漁港) 竹原市,三原市

### [整備量]

- ・港湾施設・・・防波堤(改良),物揚場,道路
- ・漁港施設・・・防波堤(改良),防波堤,物揚場,道路,浮桟橋,橋梁

### [事業期間]

- ・港湾施設 平成 18 年度~平成 22 年度
- ・漁港施設 平成 19 年度~平成 22 年度

## [事業費]

・総事業費 1,101,400 千円

・港湾施設 814,000 千円 (うち交付金 325,600 千円)

・漁港施設 287,400 千円 (うち交付金 143,700 千円)

## 5 - 3 その他の事業

本地域では、竹原市が、「みなとオアシスただのうみ」および「みなとオアシスたけはら」を、それぞれ、平成17年8月と平成18年4月に中国地方整備局に仮登録を行っている。「みなとオアシス」とは、にぎわいの創出など地域の魅力づくりに貢献できる「みなと」づくりが求められている中で、住民参加型の取り組みとして、市町村が住民と連携して「みなとオアシス」を作成して、地方整備局長による認定・登録を行い、支援を受ける制度である。

実際に,平成 17 年 11 月には,「みなとオアシスただのうみ」のイベントとして,クルージングや釣堀などによる体験学習や水産物の販売などを実施した。また,平成 17 年 10 月には,「海辺の自然学校 in 竹原・的場公園」を開催しており,海浜に住んでいる生き物観察・海藻を採取しての押し葉作成・海岸清掃を行い,地元住民を中心に多数の参加者が訪れた。

こうした,「みなとオアシス」を核としたイベントを,今後も継続・発展的に 実施することにより,地域活性化の推進を図る。

### 6 計画期間

平成 18 年度~平成 22 年度(5 ヵ年)

### 7 目標の達成状況に係わる評価に関する事項

計画終了後に,4に示す数値目標に照らし,事業主体が状況を調査,評価し,公表する。また,必要に応じて事業の内容の見直しを図るために,市,関係機関等で構成する「地域再生計画評価協議会」を設立し,施設の整備状況について評価・検討を行なう。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 該当なし